

実施方針の変更に係る新旧対照表

実施方針の主な修正内容は以下のとおりである。

なお、修正に当たり、項目の数字修正や注釈記載箇所の変更又は削除を行う軽微な修正については、本表の記載を割愛する。

No.	頁	該当項目							項目名	旧	新
		第	1	(1)	1)	①				令和6年3月公表版	令和6年5月公表版
1	5	1	1	(11)	1)	①			施設整備業務の対価	施設整備業務に要する費用について、PFI事業者の提案金額を基に事業契約に定める額を<u>割賦払い</u>により支払う。 ただし、県が施設建設費の財源の一部として活用を検討している国庫補助金等に係る施設整備に要する費用については、当該国庫補助金等に関する交付要綱等の定めにより、竣工後又は出来高に応じてPFI事業者を支払う場合がある。	施設整備業務に要する費用について、PFI事業者の提案金額を基に事業契約に定める額を<u>一括払い</u>により支払う。 ただし、県が施設建設費の財源の一部として活用を検討している国庫補助金等に係る施設整備に要する費用については、当該国庫補助金等に関する交付要綱等の定めにより、竣工後又は出来高に応じてPFI事業者を支払う場合がある。
2	26	6	3						金融機関等（融資団）と県との協議	事業の継続性を確保するため、県は、PFI事業者に対し本事業に係る資金供給を行う融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関（融資団）と直接協定を締結する。	事業の継続性を確保するため、県は、PFI事業者に対し本事業に係る資金供給を行う融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関（融資団）と直接協定を締結する<u>ことがある</u>。